

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	文京区
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/my-number.html">http://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/my-number.html</a>

執行機関名 文京区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	文京区児童育成手当条例(昭和四十六年十月文京区条例第二十九号)による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(障害手当に限る)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一(第4条関係)第一の項 文京区児童育成手当条例(昭和四十六年十月文京区条例第二十九号)による育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(障害手当に限る)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	文京区児童育成手当条例(昭和四十六年十月六日条例第二十九号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、 <u>児童の福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		文京区児童育成手当条例(昭和四十六年十月六日条例第二十九号) 文京区児童育成手当条例施行規則(昭和四十六年十月六日規則第二十五号)